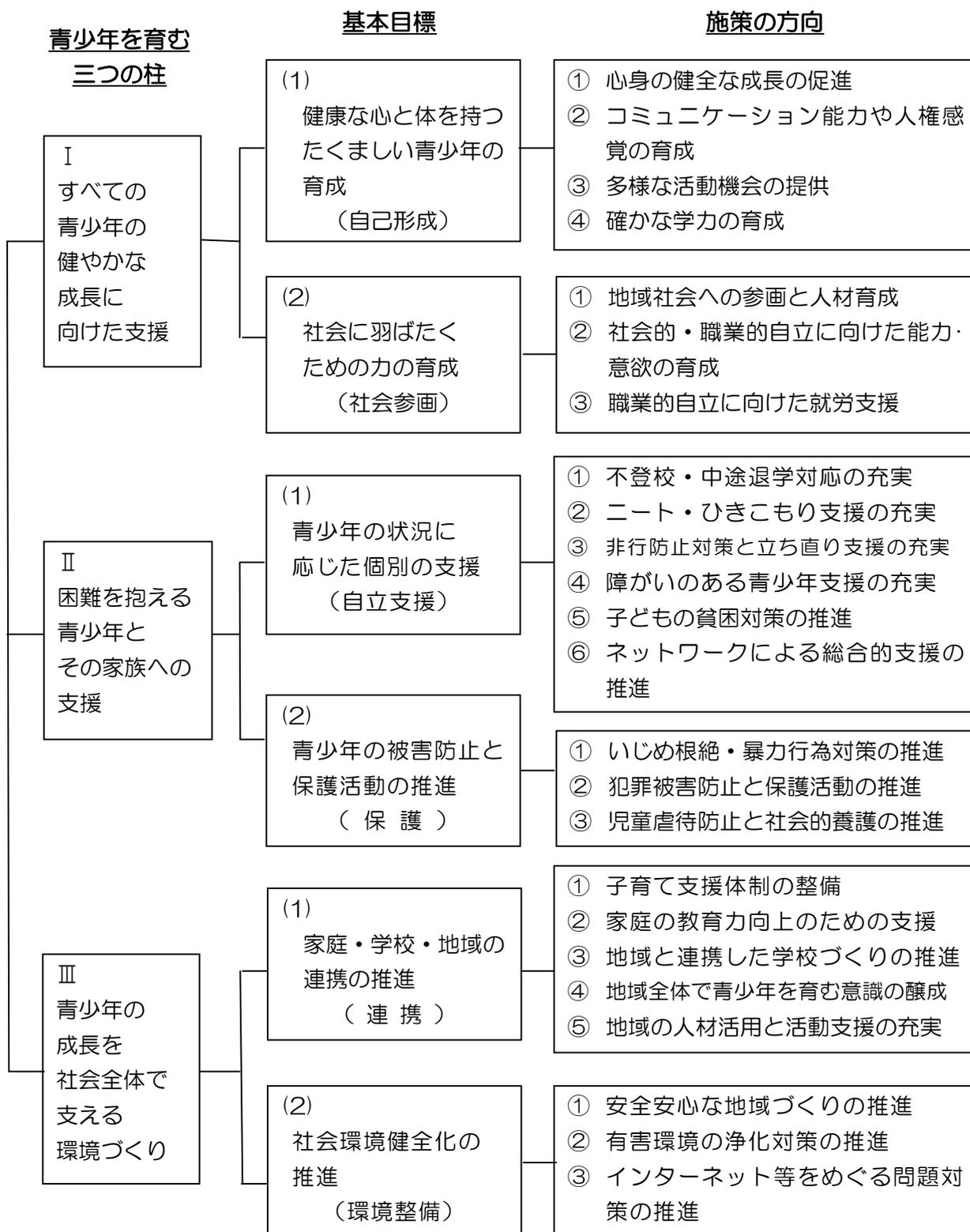


第3章 青少年育成の施策展開

(I) 施策展開図



(Ⅱ) 基本方針・主な取組

I すべての青少年の健やかな成長に向けた支援

(1) 健康な心と体を持つたくましい青少年の育成（自己形成）

① 心身の健全な成長の促進

子どもが心身ともに健全に成長するためには、「バランスのとれた食事」「適度な運動」「十分な休養と睡眠」等、望ましい生活習慣の確立と他者を尊重する心や感謝する気持ち、倫理観を育成すること等が大切です。

子どもの生活の基盤は家庭にあります。家庭が心安らぐ居場所となるよう、親子での活動やスキンシップ、会話などを通じてコミュニケーションをとるよう心がけ、子どもが自立できるように必要な力の素地を培うことが大切です。子どもを信頼するとともに、子どもの行動や考え方に関心を持ち、理解しようと努めることが、非行などの問題行動の防止にもつながります。

○ 生活習慣の確立

近年、食生活の乱れや夜型生活等の生活様式の変化から、子どもにも肥満、糖尿病、高血圧などの生活習慣病が現れるようになってきました。規則正しい生活習慣、家庭でのバランスのとれた食事はもちろん、食について自ら学び考える態度が大切です。親が子どもの健康と成長を考え、大人中心の生活リズムを子どもに押し付けないよう啓発するとともに、各種相談事業の充実を図ります。

- ・生活習慣改善に係る先進的な取組の普及
- ・健康づくりに係る専門家や団体を学校や地域へ派遣

○ 学校・家庭・地域が連携した食育の推進

栄養バランスのよい食事、地場産物を活用した学校給食の充実等を通して、健康な体を育むとともに、食べ物の大切さやマナー、地域の人など食物の生産にかかわる人々への感謝の心など、たくさんのことを学ぶことができます。栄養教諭を中核として学校、家庭、地域が連携して、食育の充実を図ります。

- ・栄養バランスのとれた朝食や和食メニューのレシピ普及
- ・「しまね・ふるさと給食月間」を中心にして地場産物を活用した給食提供の実施
- ・食育情報総合サイトによる情報発信

○ 未就学児への運動遊びの推進

未就学児の段階から親子での運動遊びや多様な運動を体験することは、身体を動かす楽しさや心地よさを感じ、大人になっても生涯スポーツを楽しみ、健康な身体と心の発達に良い影響を及ぼします。現在課題とされている運動習慣の二極化の改善も進めていきます。

- ・親子運動プログラムの実施
- ・スポーツ・レクリエーションを活用した運動遊びの実施

○ 子どもたちの体力づくりの推進

小・中学生の体力づくりに係る専門家や団体の学校・地域への派遣、運動意欲の向上をめざした授業の充実や運動プログラムの実践等の取組を推進します。

- ・子どもたちの運動意欲を高めるプログラムの普及と充実
- ・体力づくりの研究の成果や運動遊びの普及
- ・体力づくりに係る専門家や団体の学校・地域への派遣
- ・レクリエーション協会、放課後子ども教室等と連携した取組の充実
- ・女子の運動離れや運動部活動離れに対応した教材の工夫・開発等による授業の改善

○ 妊娠・出産・育児に関する教育の推進

次世代を担う児童生徒が生命の尊さや家庭の意義などを理解し、親心を育めるよう、乳幼児やその母親等と関わる体験活動を推進します。

- ・助産師の行う「生の楽習講座」
- ・乳幼児との関わり体験

○ 喫煙・飲酒・薬物乱用防止教育の推進

未成年者の飲酒や喫煙、危険ドラッグを含む薬物使用は法律により禁じられているとともに、これらが成長段階にある青少年の身体と心に悪影響を及ぼすことを強く訴えていく必要があります。関係省庁・業界団体との連携のもと、教材・啓発資料の配布、自主規制への啓発、販売時の年齢確認の徹底等を図ります。

- ・薬物乱用防止教室の実施
- ・未成年者の喫煙防止、受動喫煙防止のチラシ作成、街頭キャンペーン等による啓発

○ 民間機関と連携した健康教育の推進

思春期の男女に生命の尊厳や正しい性知識、性感染症等の知識等の普及啓発を学校や家庭で進めるため、教材資料づくりや保護者等の啓発を図ります。また、個々のケースに応じて関係機関や専門医と緊密に連携して相談体制の充実を図ります。

- ・子どもたちの心や体の悩みに対して適切に対応できる専門医派遣、相談事業の実施

○ 若年層に対する自死対策の充実

児童生徒が命の尊さや生きることを意味を考えたり、生活上の困難・ストレスに直面した時の対処方法を学んだりするなど、自死を未然に防止する教育の充実や心の健康の保持・増進に関する普及活動を通じて、県民一人ひとりの気づきと見守りを促します。また、自死の危険を示すサインに気づき、適切な対応を行うことができる「ゲートキーパー」の養成や教職員に対する普及啓発等、早期対応のための人材を養成し

ます。

② コミュニケーション能力や人権感覚の育成

高度情報化社会の中、人間関係の希薄化が指摘されています。家庭や学校、地域が連携して多様な交流機会や各種の体験活動を提供し、青少年のコミュニケーション能力や社会性を高めることが重要です。加えて、多くの情報を的確に取捨選択し、自分で判断できる能力の育成が重要です。

また、国際社会の一員として、幅広い視野を持ち、国際理解を進めることが必要です。相互理解に立った差別のない公平な社会をめざし、生涯を通じて人権感覚の育成を図ることが必要です。

○ 「しまねのふるまい」の推進

子どもたちが将来、社会の中で生きていくために必要なあいさつ、礼儀、時間や約束を守るなどの基本的な「ふるまい」の定着を図ります。また、「しまねのふるまい」についての県民の理解を深め、学校・家庭・地域と連携して、県全体での定着に向けた取組を推進します。

- ・学校生活において「ふるまい」定着の視点を入れた取組の充実
- ・ふるまい推進指導員の派遣による研修の支援
- ・公民館等における「ふるまい」定着に向けた取組の推進

○ 体験を通じた社会と関わる力の育成

様々な人との交流や体験活動の中で、コミュニケーション能力が養われるよう、同世代・異世代交流の機会提供を進めます。特に、幼児期から小学校低学年にかけての早い段階から「社会性」を身に付けることが重要であり、保護者や保育所、幼稚園、小学校等が連携して社会参加を促進する必要があります。体験活動を積むことの有益性について、関係機関が家庭に啓発し、子どもたちのチャレンジを後押しします。

- ・学校と連携した青少年の長期宿泊体験の支援
- ・公民館等における青少年を対象とした体験活動の推進
- ・県立社会教育施設等における子どもの体験活動を通じた保護者への広報・啓発

○ 情報活用能力の育成

メディアからの膨大な情報に対し、適切な判断ができるよう、情報の望ましい活用能力（メディア・リテラシー）の育成を図ります。特に、学校等におけるインターネットに対応した学習環境の充実や法令の遵守とモラルに配慮した情報教育を推進します。

- ・ICT*11を活用した授業・学習の推進

*11【ICT】Information and Communication Technologyの略。コンピューターやインターネット等の情報通信技術のこと。

○ 情報モラルの育成と保護者への啓発の推進

子どもたちのスマートフォン・携帯電話の使用時間は、増加傾向にあります。長時間にわたる電子メディアとの接触が子どもたちの生活習慣や健康に与える影響が懸念されます。電子メディア使用上の弊害について、学校、家庭や警察などの関係機関が連携し、小学校の早い段階から子どもたちに対して周知し、情報モラル*12 の育成に取り組むとともに、保護者への啓発等を行います。

- ・情報モラル教育に関する教職員向け研修の実施
- ・インターネットの長時間利用が健康や生活習慣に与える影響に関する指導の実施
- ・情報発信の際の個人情報管理や人権侵害への配慮に関する指導の実施
- ・インターネット利用上の課題に関する保護者への啓発の実施
- ・不適切な書き込みを定期的に検索するネットパトロール*13 の実施

○ 国際化に対応するための言語能力の育成及び多文化意識の醸成

小学校では、外国語活動等を通して英語に慣れ親しみながら世界の様々な人々や文化に対する理解を深めます。また、中学校・高等学校では、英語を使って思いや考えを伝えあうことができる言語能力を育成する、小学校から高等学校まで見通しながら、国籍等による文化や価値観の違いを理解するなど、国際化に対応できる基礎的な言語能力と多文化共生を進める意識を育成します。

- ・ALT*14 やICTの活用による英語学習への意欲を高める指導の工夫・改善
- ・CIR*15 の学校訪問や地域の国際交流活動等による異文化理解の促進

○ 地域全体での人権教育の推進

子どもから大人までを対象とした人権問題に関する多様な学習機会の提供を推進します。また、地域における人権・同和教育関係者による情報交換や人権・同和教育の解決に向けた取組に関する地域ぐるみでの協議を実施します。さらに、地域における人権・同和教育を推進する指導者を養成する研修を充実するなど、すべての年齢層を対象に人権に関する理解や認識を深めていきます。

- ・人権啓発フェスティバル開催による県民への啓発の実施
- ・地域の人権・同和教育推進のためのネットワークづくりの促進

*12【情報モラル】情報社会で適正な活動を行うための基になる考え方と態度のこと。他者への影響を考え、人権、知的財産権など自他の権利を尊重し情報社会での行動に責任を持つことや、危険回避など情報を正しく安全に利用できること、コンピューターなどのICT機器の使用による健康とのかかわりを理解することなどが含まれる。

*13【ネットパトロール】インターネット上のいじめや誹謗中傷、犯罪被害等から子どもたちを守るため、早期発見・早期対応の観点からサイト等の検索・監視を行う取組。

*14【ALT】Assistant Language Teacher の略。日本人の教員と協力して、外国語科の授業でチーム・ティーチング（共同授業）等を行う外国人指導助手のこと。

*15【CIR】Coordinator for International Relations の略。県や市町村役場において地域の国際交流事業等を進める外国人職員のこと。

- ・ P T A を対象とした人権・同和教育の推進
- ・ 行政関係者・公民館等職員研修の実施
- ・ 人権啓発指導者養成講座の実施

○ 男女共同参画社会に向けた取組

男性も女性もお互いの人権が尊重され、県民一人ひとりの個性や能力が十分に発揮でき、お互いが責任をもっていきいきと暮らすことができる男女共同参画社会の実現に向けた取組を、行政と県民・事業者が共通理解のもとに、相互に連携協力し、総合的・効果的に進めます。また、配偶者からの暴力（DV）予防のためには、若い時からのDVに対する認識が必要であり、交際相手からの暴力（デートDV）の予防のためにも、若年層を対象とした啓発を行います。

③ 多様な活動機会の提供

子どもは「社会の宝」と言われるように、社会全体が子育て・子育てに責任を持ち、また支援をしていかなければなりません。年長者が年少者の育ちに対して責任を自覚することが必要です。そのためには、次世代育成の意義と意識を早い段階から子どもたちに伝える教育を実施していくことが求められます。

また、将来、親として、社会の一員として次世代を育成していく力を培うために、異年齢交流等を進めるなど、自己理解・他者理解能力を養う教育を充実する必要があります。

○ 学校教育における次世代育成意識の育成

教科学習や総合的な学習の時間等を活用し、家庭の大切さや将来社会を担うとともに次の世代を育てていく責任について、子どもの発達段階に応じた学習を進めます。

○ 体験を通じた社会と関わる力の育成

子どもたちに人と人との関わりを主眼とした活動を多く経験させ、人間関係を構築する力を育てます。また、ボランティア活動や地域との協働による体験活動を通して自己有用感の育成に取り組みます。

- ・ 学校と連携した青少年の長期宿泊体験の支援
- ・ 公民館等における青少年を対象とした体験活動の推進
- ・ 放課後や休日等における異年齢集団での交流・体験機会の提供

○ 体験活動を通じた子どもたちの豊かな心の育成

家庭や地域との連携によるボランティア活動や自然体験等の体験活動を通じて、自分自身の価値を認識させるとともに、他者への思いやり等を育みます。

- ・ 地域の豊かな自然、歴史、文化と触れ合う体験活動の充実
- ・ 学校における音楽、美術、演劇等の鑑賞活動の充実
- ・ 地域の伝統行事への参加の促進

○ 県立施設における体験活動の充実

青少年の家「サン・レイク」や少年自然の家、県立図書館、宍道湖自然館「ゴビウス」、三瓶自然館「サヒメル」、しまね海洋館「アクアス」等の各県立施設において、魅力ある事業展開や広報に努めるなどの利用促進、青少年の様々な体験活動の充実を図ります。

- ・青少年を対象とした体験プログラムの開発と成果の普及
- ・学校と連携した青少年の宿泊体験活動等の支援

○ 読書習慣の確立に向けた取組の推進

学校、家庭、地域において、子どもたちが本に親しみ、読書の楽しさを感じることができる活動・機会を充実させるとともに、子どもたちの読書活動を支える人材や環境を整えるなど、読書習慣の確立に向けた取組を推進するとともに、家庭や学校での読書活動を推進します。

- ・親子読書アドバイザー*16 やしまね子育て絵本の活用による親子で本に親しむ活動の推進
- ・「読みメン」プロジェクト*17 を通した男性による絵本の読み聞かせの促進
- ・バリアフリー資料*18 の整備など、すべての子どもの読書を保障する環境の整備

○ 社会教育施設における体験活動の実施と情報提供

地域の図書館や公民館等の社会教育施設が、青少年のニーズに合わせて幅広く活用されるよう青少年を対象とした体験活動の実施情報提供等の支援を行います。

○ 総合的な放課後児童対策の推進

放課後子どもプラン（放課後児童クラブ・放課後子ども教室*19）などの取組を中心に総合的な放課後児童対策を推進します。放課後子ども教室等における異年齢集団での交流・体験活動を提供し、人と人との関わりを主眼とした活動を多く体験させ、人間関係を構築する力を育みます。また、ボランティア活動や地域との協働による体験活動を通して、自己有用感の育成に取り組みます。

*16【親子読書アドバイザー】島根県教育委員会が養成する、親子読書（絵本の読み聞かせ）の大切さについて、講師として話をすることができる研修を受けた地域のボランティア。

*17【「読みメン」プロジェクト】島根県教育委員会が実施する、男性、とりわけ父親に絵本の読み聞かせの楽しさを体験してもらい、絵本を使った子育てへの参画を促すプロジェクト。

*18【バリアフリー資料】障がいのある人や外国とつながりのある人など、市販されている本あるいは図書館の蔵書がそのままの状態では「読めない」「読みにくい」読者にとって読みやすい本及び電子書籍の総称。「バリアフリー図書」とも言う。

*19【放課後子ども教室】子どもたちが地域社会の中で心豊かで健やかに育まれる環境づくりを推進するため、地域の方々の参画を得て、すべての子どもを対象として放課後や週末等に様々な活動を実施するために設けられた安全・安心な子どもの活動拠点（居場所）。

④ 確かな学力の育成

「第2期しまね教育ビジョン21」で示しているように、急速に変化する社会を生き抜いていくためには、様々な状況変化に的確な対応がとれるよう、「知識・技能」と「思考力・判断力・表現力、問題発見・解決力など」のいわゆる「学んだ力」に加え、「学習意欲、知的好奇心、学習計画力」等のいわゆる「学ぶ力」の双方を身に付けることが必要です。

そのために、就学前から高等学校まで一貫した方針のもと、学校全体の組織的な取組により、発達段階を踏まえた学力の育成を図っていきます。また、学力の育成を進める上では家庭の役割も大きいことから、家庭との連携も進めていきます。

○ 「学ぶ力・学んだ力」の育成

小学校段階から知識や技能を身に付けたり、それらを活用したりする「学んだ力」を高めるとともに、主体的に学び、向上しようとする「学ぶ力」が育成できる指導の工夫・改善を推進します。

○ 学校図書館やICT機器を活用した教育の推進

学校図書館やICT機器を活用した授業等を通して、子どもたちに情報を活用する力を育みます。そのための情報リテラシー及び学校図書館やICT機器活用に関する教員研修の充実を図ります。

○ 家庭学習の充実

家庭学習の必要性や在り方について家庭に対して積極的に情報提供するとともに、家庭学習が充実するよう、授業と家庭学習をつなぐためのきめ細かな指導の充実を図ります。

(2) 社会に羽ばたくための力の育成（社会参画）

① 地域社会への参画と人材育成

本県の美しく豊かな自然、各地域に脈々と受け継がれてきた固有の歴史や文化、学校教育に協力的な人材の恵まれた教育資源を積極的に活用し、地域を支える次世代を育成することが求められています。青少年が地域と積極的に関わり、様々な実体験を積み重ねる中で自主性や社会性を獲得し、地域社会へ参画していくことが重要です。それには、異年齢の活動や地域の連帯感を強化するため、地域の魅力やイベント情報、地域が抱える課題等を青少年に確実に伝える努力をする必要があります。

また、青少年が主体となった活動を推進し、その意見及び行動力を地域での様々な活動の活性化や地域環境づくりに活かすような仕組みづくりが重要です。

○ ふるさと教育と関連付けた取組の推進

子どもたちが学校の学びと地域や社会との接点を意識し、学ぶことと生きていくこと（働くこと）の関連性を理解する取組を推進します。また、ふるさと島根に貢献しようとする心を育みます。

- ・地域の「ひと・もの・こと」を活用し、地域の魅力や課題の理解が進む指導の推進
- ・地域・島根と日本・世界との関連性を意識し、幅広い視野でふるさとをとらえることができる指導の推進
- ・地域医療等、地域の担い手確保をテーマとした取組の充実
- ・職場・企業見学や職場体験・インターンシップ*20等、県内企業への理解を促進する取組の充実

○ 社会参画の促進

様々な地域活動において、広く青少年を公募したり、自治会や公民館と子ども会や児童会・生徒会等が連携したりして、企画段階からの青少年の参画を促し、青少年が参加しやすい活動を設定する必要があります。また、地域で子どもと大人と一緒に「遊び」をつくり、楽しむ機会を持つことも大切です。あわせて、青少年の意見をくみ取り、まちづくり全般に活かせるようなシステムづくりを働きかけます。

- ・中高生等のリーダー養成、子ども議会やアンケート実施等によるニーズ把握
- ・公民館等が行う地域づくり活動への参加等を通して、地域を活性化しようとする青少年の育成
- ・地域での体験を豊かにすることを通して、積極的に地域活動に参画しようとする青少年育成の育成

② 社会的・職業的自立に向けた能力・意欲の育成

子ども・若者の社会的・職業的自立のためには、幼児期・学童期から、発達段階に応じたキャリア教育*21を通して、勤労観・職業観の育成を図るとともに、自立に必要な能力を身に付けることが大切です。また、進展する消費社会の中では、節度ある金銭感覚を身に付け、自らの欲求をコントロールする力の育成が重要です。

高等教育機関は、専門的な知識と幅広い教養を身に付けた人材を育成する役割を担うとともに、複雑多様化する社会の中であって、青少年の自己認識を深め、豊かな人間性や社会に貢献する意欲を育む役割も持っています。今後とも、地域の特性を活かした高等教育の充実を図るとともに、地域との連携に一層取り組むことが求められます。

*20【インターンシップ】生徒が企業等において実習・研修的な職業体験をすること。

*21【キャリア教育】中央教育審議会「今後の学校におけるキャリア教育・職業教育の在り方について（答申）」（平成23年1月31日）の中で、「一人一人の社会的・職業的自立に向け、必要な基盤となる能力や態度を育てることを通して、キャリア発達（社会の中で自分の役割を果たしながら、自分らしい生き方を実現していく過程）を促す教育」と定義されている。

また、学校を卒業した若者が就業に必要な知識や技術・技能を身に付けることができるよう充実した職業訓練の機会を提供することが重要です。

○ 勤労観・職業観の育成

将来の夢や職業適性等を見据えながら、働くことの楽しさや大切さを認識するよう発達段階に応じて勤労意欲や職業観を養い、職業的自立を支援するため、職業セミナー、職場体験等の取組を進めます。また、無職若年者に対する対応方策の研究を進めます。

- ・ 将来の職業や生き方を意識できる学習活動の充実
- ・ 社会人講話、職業意識啓発セミナー等、社会や職業について考える活動の充実

○ 発達の段階に応じた職業体験の充実

次代を担う青少年が、働くことの大切さ、将来の職業について考える契機とするため、幼少期からの職場見学の実施や青少年の職場体験の機会の拡充等、学校教育への企業の協力を促します。

- ・ 職場・企業見学、職場体験等、地域との協働による体験活動の充実
- ・ 企業見学やインターンシップ等、県内企業への理解を促進する取組の充実

○ 節度ある金銭感覚の育成

消費社会を生き抜く力を育成するため、学校や家庭、地域と連携して発達段階に応じた消費者教育を進めます。また、クレジットや消費者金融、インターネットショッピングの仕組み、携帯電話等による消費者トラブルについて広報啓発し、経済社会の一員として「自立した消費者」の育成を図ります。

- ・ 研究校の指定による金銭・金融教育の充実

○ 大学生等に対する人材育成

大学と地域、県内企業とのパートナーシップを確立し、在学中から卒業後に地域で活躍できる人材の育成をめざします。

○ 若年者に対する人材育成

就業に必要な知識や技術・技能を身に付けることができるよう、高等技術校で充実した職業訓練を実施するとともに、民間教育訓練機関等において、多様な分野における職業訓練を提供します。

○ 青少年技能者の技術・地位向上と技能尊重の気運醸成

技能検定制度の普及や技能競技大会への選手派遣、技能者の表彰等により、青少年技能者の技術と地位の向上を図るとともに、ものづくり体験等を通じて技能尊重の気運醸成に努めます。

③ 職業的自立に向けた就労支援

若年者雇用、フリーターや転職者の職場定着、Uターン者の奨励等の若者の島根定住について、ジョブカフェ*22 しまね、地域若者サポートステーション*23 をはじめとする関係機関が連携を強化し、就労支援の充実を図ります。

○ 高校生等に対する就労支援

高校と地域、県内企業とのパートナーシップを確立し、地域で活躍できる人材の育成を図るとともに、公共職業安定所に配置されている「学卒ジョブサポーター」により、学校と関係諸機関との連携を更に深め、円滑・的確な就労を支援します。

・ハローワーク、ジョブカフェ等との連携による就労支援の充実

○ 大学生等に対する就労支援

新卒者（卒後3年程度の既卒者を含む）の県内就職を支援します。また、しまね若年者就業支援センター（ジョブカフェしまね）を中心に、地元企業との就職面接会である「就職フェア」の開催や就職支援セミナー、職業相談、職業訓練情報の提供、職業紹介の支援策の充実を実施します。

○ 既卒者・社会人に対する就労支援

県内企業への就職を希望する者に対して、適職選択のための各種セミナーの開催、きめ細かな職業相談、職業紹介等の支援及び情報提供を実施します。

○ 若年起業家に対する起業支援

起業を志す者であれば、年齢に関わりなく各種助成制度や研修等の情報提供、起業家同士の交流機会の提供等を行います。

*22【ジョブカフェ】平成15年に国が策定した「若者自立・挑戦プラン」の中核的施策に位置付けられたもので、地域の実情に合った若者の能力向上と就職促進を図るため、45歳未満の若年者を対象として雇用関連サービスを1カ所でまとめて受けられるようにした就職支援のワンストップサービスセンター。

*23【地域若者サポートステーション】厚生労働省が認定したNPO法人等が、働くことに悩みを抱えている15歳～39歳までの若者に対し、キャリア・コンサルタントなどによる専門的な相談、コミュニケーション訓練などによるステップアップ、協力企業への就労体験などの就労に向けた支援を行う施設。